

## 大牟田市U I Jターン若者就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、U I Jターンによる若者の市内の中小企業等への正規雇用による就職を奨励し、移住に伴う生活基盤の確立を支援することにより、市内の中小企業等の人材確保を図るとともに、本市への定住を促進するため、大牟田市U I Jターン若者就職奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 次のいずれかに該当する者であって、市内に事業所を有するものをいう。
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - イ 医療法人、社会福祉法人等の会社でない法人（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他これらに準じる者を除く。）
- (2) 正規雇用 次のいずれにも該当する形態による雇用をいう。
  - ア 期間の定めがないこと。
  - イ 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
  - ウ 社会保険（厚生年金保険又は健康保険をいう。）の被保険者であること。
- (3) 家賃 賃貸住宅（社宅、寮その他これに類する住宅を除く。以下同じ。）に係る賃貸借契約に定められた賃貸料の月額をいう。
- (4) U I Jターン若者 次の全てに該当する者をいう。
  - ア 中小企業等の市内の事業所に新たに正規雇用により就職をした者（出向又は派遣によるものを除く。）
  - イ アの規定による就職をした日（以下「就職日」という。）が平成28年9月1日以後にある者
  - ウ 就職日における年齢が満45歳未満であるもの
  - エ 市外に継続して1年以上住所を有した後、本市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）をした者

オ エの規定による転入をした日（以下「転入日」という。）が就職日の3月前から6月後までの間にある者

カ 転入日前に自己の居住の用に供する賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結した者であって、その家賃の支払いをするもの

(5) 交付基準日 就職日又は転入日のいずれか遅い日の属する月の翌月の初日をいう。

（奨励金の交付）

第3条 市長は、U I J ターン若者が交付基準日以後継続して、次に掲げる要件の全てを満たしているときは、予算の範囲内において、奨励金を交付することができる。

(1) 同一の中小企業等の市内の事業所に正規雇用をされていること。

(2) 自らが賃貸借契約を締結している賃貸住宅に居住し、本市に住所を有していること。

(3) 前号に掲げる賃貸住宅に係る家賃を自らが支払っていること。

2 前項の規定にかかわらず、U I J ターン若者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、奨励金を交付しないものとする。

(1) 本市の市税を滞納している者

(2) 家賃を滞納している者

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 第5条第2項の規定による登録を受けていない者

(5) その他市長が不相当と認める者

（奨励金の交付の時期及び額）

第4条 奨励金は、交付基準日から1年を経過したごとに、1回につき12万円を交付するものとする。ただし、交付基準日から3年を経過したときまでの3回以内とする。

（交付対象者の登録）

第5条 奨励金の交付を受けようとするU I J ターン若者は、交付基準日から起算して3月以内に、大牟田市U I J ターン若者就職奨励金交付対象者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、交付対象者として

の登録を申請しなければならない。

- (1) 雇用契約書若しくは雇入れ通知書又はこれらに類する書類の写し
- (2) 戸籍の附票
- (3) 賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (4) 誓約書兼照会承諾書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、交付対象者として適当と認めるときは、大牟田市U I Jターン若者就職奨励金交付対象者名簿（様式第3号。以下「交付対象者名簿」という。）に登録するとともに、登録した旨を大牟田市U I Jターン若者就職奨励金交付対象者登録通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 交付対象者としての登録は1回に限るものとし、次条に規定する登録U I Jターン若者であった者（第7条の規定により登録を取り消された者を含む。）は、再度の登録をすることができない。

4 交付対象者名簿に交付対象者として登録される期間は、交付基準日から3年を経過した日の属する月の末日をもって満了する。

（登録事項の変更の届出）

第6条 前条第2項の規定により交付対象者名簿に登録されたU I Jターン若者（以下「登録U I Jターン若者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、大牟田市U I Jターン若者就職奨励金交付対象者登録事項変更届（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 他の賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結し、当該賃貸住宅に居住することとなったとき。
- (2) 氏名の変更があったとき。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録U I Jターン若者が第3条第1項各号に掲げる要件を満たさないこととなったとき、又は同条第2項第3号若しくは第5号のいずれかに該当すると認めるときは、交付対象者としての登録を取り消すことができる。

（奨励金の交付の申請等）

第8条 登録U I Jターン若者は、大牟田市U I Jターン若者就職奨励金交

付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、交付基準日から1年、2年又は3年を経過した日から起算してそれぞれ1月以内（以下「申請期間」という。）に、奨励金の交付を市長に申請しなければならない。この場合において、第1号及び第3号に掲げる書類は、申請期間内に発行されたものとする。

- (1) 雇用証明書若しくは就業証明書又はこれに類する書類
- (2) 健康保険証等の写し
- (3) 本市の市税の滞納がないことを証する書類
- (4) 家賃を支払っていることが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、奨励金の交付を決定したときは、その旨を大牟田市UIJターン若者就職奨励金交付決定通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 登録UIJターン若者は、前項の通知があったときは、大牟田市UIJターン若者就職奨励金請求書（様式第8号）により、速やかに奨励金の支払を市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に当該請求をした者に奨励金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、前条第2項の規定により奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は奨励金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により奨励金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定後に、第3条第2項第3号又は第5号に掲げる者に該当したとき。
- (4) その他市長が奨励金を交付することが適当でないとき。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 交付基準日が平成28年10月1日から平成29年6月1日までの間にあるUIJターン若者に係る第5条第1項の適用については、同項中「交付基準日から起算して3月以内に」とあるのは、「交付基準日から平成29年9月29日までに」とする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の大牟田市UIJターン若者就職奨励金交付要綱の規定は、同日以後に就職をした者から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の大牟田市UIJターン若者就職奨励金交付要綱の様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第6号及び様式第8号については、それぞれ改正後の大牟田市UIJターン若者就職奨励金交付要綱の様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第6号及び様式第8号とみなして、当分の間、なお使用することができる。